

県民の生活を脅かす生活経済事犯



気をつけましょう！

私たちの身の回りには、

- ・「未公開株」等を偽装し、出資名目に金を騙し取る 「利殖勧誘事犯」
 - ・法定外の高金利で取り立てをする 「ヤミ金融事犯」
 - ・住宅の点検等を口実に高額な工事料金を請求する 「点検商法」
 - ・高額な祈祷料を請求する 「霊感商法」
 - ・消費者を販売員にして会員を増やしていく 「マルチ商法」
 - ・無料雑貨品を配り人を集め商品売りつける 「催眠商法」
- など、安全と安心に大きな脅威を与える事犯があります。

こんな手口・言葉（キーワード）に要注意!!

手口1（利殖勧誘）

「絶対に儲かる・元本を保証するので未公開株・社債を買ってください。」

類似手口：「ファンド」、「〇〇ビジネスへの投資」、「外国通貨」、「FX取引」、「先物取引」

手口2（利殖勧誘）

「A社から封筒が届いていないか？封筒が届いた人にしか会員権を購入できない。代わりに買ってくれば高く買い取る。」

類似手口：「オリンピックドームの建設の債権が発行されているので買い取る」



手口3（点検商法）

「このままでは地震が来たら家がつぶれてしまいます。」

類似手口：住宅などの無料点検を装って家庭を訪問し、「配管から水が漏れている」、「水道管の中が錆びている」などとなどウソを言い、全く必要のない工事をする。



手口4（マルチ商法）

「会員になって新規購入者を紹介してくれたら、あっせん料が手に入ります。」

類似手口：「会員を増やすと、その会員が頑張ってくれた分もあなたの利益になる。」
「誰でも簡単に儲けられる。」

手口5（催眠商法）

「食料品や日用品などを無料で配り、集まってきた客に対して高額な商品売る。」

類似手口：「通常1,000円のところ今日はなんと100円、欲しい人」などと言いながら手を挙げる練習させ、早い者勝ちで、この場で買わないと損をするような雰囲気にする。

被害にあわないためのポイント

「悪質業者は、**う・そ・つ・き**！」

- う** うまい話を信用しない！
- そ** そうだんする！
- つ** つられて返事をしない！すぐに契約しない！
- き** きっぱり！はっきり！断る！

悪質商法
お断り！



不安を感じたとき、被害にあったときの相談窓口

- **悪質商法相談電話**（「**023-642-4477**」番）
- **警察相談専用電話**（「**#9110**」番）
- 最寄りの警察署または交番・駐在所

悪質商法に注意！